

静岡市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、カシノナガキクイムシ（以下「害虫」という。）が媒介する病原菌により枯死した樹木（以下「危険木」という。）の倒木、落葉等による人身、家屋、道路等への被害を防止するため、危険木を伐採することにより害虫を駆除する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に危険木を所有し管理する者とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、危険木を伐採し、次の各号に掲げる方法のいずれかにより処理する事業で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 破砕
- (2) くん蒸
- (3) 焼却
- (4) 前3号に掲げるもののほか、害虫の駆除に有効であると市長が認める方法

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、消耗品費、燃料費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料並びに使用料及び賃借料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、20万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、ナラ枯れ対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 対象経費の見積書の写し
- (4) 危険木の位置図及び写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、ナラ枯れ対策事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(2) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめナラ枯れ対策事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書（様式第2号）

(2) 変更収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第10条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、ナラ枯れ対策事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかにナラ枯れ対策事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費の領収書の写し
- (4) 補助事業の実施を証する写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、ナラ枯れ対策事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業者は、第11条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の

額から減額して報告すること。

- (3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

- (4) 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

ナラ枯れ対策事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その主 たる事務所の所在地〕
申請者	氏名	
	電話番号	

補助金の交付を受けたいので、静岡市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費の見積書の写し
- (4) 危険木の位置図及び写真

様式第2号（第6条、第9条、第11条関係）

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

危険木の所在地	静岡市
処理する樹木の樹種	
処理する樹木の所有者	
処理本数	本
処理の方法	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
伐採後の植栽の有無	有 ・ 無
植栽する場合 樹種・本数	樹種： 本数：

（注）申請者と所有者が異なる場合は、所有者からの同意書（任意様式）を添付すること。

様式第3号（第6条、第9条、第11条関係）

収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (決 算 額)	比 較		備 考
		増	減	
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	予 算 額 (決 算 額)	比 較		備 考
		増	減	
	円	円	円	
計				

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

ナラ枯れ対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的又は内容

イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(5) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(6) (1) から (5) に掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第5号（第9条関係）

ナラ枯れ対策事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
申請者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第6号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

ナラ枯れ対策事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第7号（第11条関係）

ナラ枯れ対策事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
報告者 氏名	
電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費の領収書の写し
- (4) 補助事業の実施を証する写真

様式第8号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

ナラ枯れ対策事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、静岡市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額

様式第9号（第14条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
報告者 氏名	
電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市ナラ枯
れ対策事業補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円